

福山市景観計画検討懇談会設置要綱

(目的)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画を策定及び改定するに当たり、良好な景観について広く市民の意見を求めるため、福山市景観計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 現在及び将来にわたる良好な景観の整備及び保全並びに形成に関する事項
- (2) 新たに創出する良好な景観の形成に関する事項
- (3) 前2号の景観が調和した景観を形成するために必要な事項
- (4) 良好な景観を形成するために必要な施策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(懇談会)

第3条 懇談会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、懇談会の目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

3 懇談会は、市長が招集する。

4 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理するため、事務局を福山市建設局都市部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項について必要が生じた場合は、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）5月21日から施行する。